

大激動と大転換の2025年へ

戦争と大失業の時代に国鉄闘争の旗を

国鉄1047名解雇撤回闘争に対する全国からの支援に感謝いたします。

第2次トランプ政権の登場などに連動し、ガザやウクライナなど世界の情勢が激しく動いています。特に東アジアでは中国侵略戦争情勢が激しく進み、他方で韓国やミャンマーなど労働者の闘いが力強く展開されています。2025年、政治経済を問わず大激動と大転換が予期されます。あらためて労働者の闘い

と団結こそが核心的な力です。石破政権のもとで日本は軍事・安全保障面で重大な変貌が進んでいます。米日両軍の指揮統制機能の一体化や沖縄―南西諸島の軍事要塞化、全国の民間空港・港湾を巻き込んだ日米共同の統合大演習など大軍拡に突き進み、戦争総動員体制をつくりあげようとしています。

戦争への動きと一体で、激しい物価高騰と大増税の下で困窮する労働者が急増し、雇用や賃

金、社会保障、医療、教育、鉄道など地域社会すべてが崩壊する危機を迎えています。

二度と戦争を許さない労働組合の存在が問われています。

昨年11月、1047名解雇をめぐる裁判で東京地裁において反動判決が出されました。

判決は「仮に特定の労働組合

の組合員を不当に不利益に扱う目的で、設立委員会からの指示による本件不採用基準の策定、それに基づく国鉄による採用候補者名簿の書き換え及びその結果としてのJRによる本件不採用

2・9国鉄集会

日時 2月9日(日) 午後2時(開場1時15分)
場所 江戸川区総合文化センター・小ホール
東京都江戸川区中央4-14-1

2・9国鉄集会に大結集を！

不当解雇から38年 各地で集会と署名運動を展開



千葉支社は久留里線・久留里～上総亀山間の廃線方針を発表しました。これを対して昨年12月27日、「久留里線と地域を守る会」が君津市に対して申し入

れを行いました。申し込には、廃線化への強い抗議の意思、住民アンケートに踏まえた存続への切実な思いが表れています。会社は地域住民の声を顧みず、「廃線ありき」で切り捨てようとしています。業務融合化やジョブローテーションなどを進め、現場をないがしろにする姿と同じです。地域と共に廃線化反対の声をあげよう。以下は申し込書の概要です。

JR久留里線(久留里～上総亀山間)沿線地域交通検討会議の「報告書」並びにJR東日本の千葉支社のJR久留里線久留里

～上総亀山駅間の廃線方針に強く抗議する。……JR東日本千葉支社は11月27日記者会見において、「JR久留里線の久留里～上総亀山駅間で列車の運行を取りやめ、バスなどを中心とした新たな交通体系に移行する方針」を表明した。……土沢壇支社長は「利用者や地域の役に立っているかを考えた場合に、新たな交通体系へのモードチェンジを図ることが最善と判断した」と説明した。また、驚くべきことにこの方針を11月25日に君津市長に伝えたことであった。

私たちは、これまで様々な機会に「JR久留里線(久留里～上総亀山間)沿線地域交通検討会議」の調査や運営方針を分析検討し、各方面に改善の申し入れや要求を行ってまいりました。

また、地域住民の皆様の要望を届けるための署名運動も行い、それらの願いを緊急の申し入れとして行ってきました。そのような中で、今回の報告書の内容、そしてJR東日本千葉支社のJR久留里線の久留里～上総亀山間で列車の運行を取りやめる方針は、私たちの活動だけでなく地域住民の願い、さらには今後の君津市のまちづくりをないがしろにする到底受け入れられない内容ではありませ

「久留里線一部廃線」に抗議
地域を守る会が君津市に申し込

私たちが上記のように都度要望や申し込を行ってきましたが、今回の「報告書」の内容、及び「列車の運行を取りやめる方針」に対して、下記の通り具体的その内容と理由を指摘し改めて厳重に抗議するもので

また、地域住民の皆様の要望を届けるための署名運動も行い、それらの願いを緊急の申し入れとして行ってきました。

現在の裁判の原告は動労千葉の組合員9人です。2015年6月、国鉄分割・民営化に反対する労働組合に所属する労働者を排除する不採用基準を設けたことが不当労働行為であったことが最高裁で確定したことに踏まえ、動労千葉と動労総連合はJR東日本に対し採用と団体交渉の開催を求めました。

しかし、JR東日本がこれを拒否したため、千葉県労働委員会に不当労働行為の救済を申し立てました。しかし、県労委、中労委ともに申立てを棄却したため、組合側は国(中労委)を被告として救済命令を求める行政訴訟を開始しました。

救済命令の申立て棄却の取り消しの判決を求めるとともに、裁判所に対して直接、救済すべき内容(解雇撤回＝JR採用)を裁判所の命令として出すことを求める義務付け訴訟を合わせ提起しています。

また、JR東日本がこれを拒否したため、千葉県労働委員会に不当労働行為の救済を申し立てました。しかし、県労委、中労委ともに申立てを棄却したため、組合側は国(中労委)を被告として救済命令を求める行政訴訟を開始しました。

また、JR東日本がこれを拒否したため、千葉県労働委員会に不当労働行為の救済を申し立てました。しかし、県労委、中労委ともに申立てを棄却したため、組合側は国(中労委)を被告として救済命令を求める行政訴訟を開始しました。

また、JR東日本がこれを拒否したため、千葉県労働委員会に不当労働行為の救済を申し立てました。しかし、県労委、中労委ともに申立てを棄却したため、組合側は国(中労委)を被告として救済命令を求める行政訴訟を開始しました。

また、JR東日本がこれを拒否したため、千葉県労働委員会に不当労働行為の救済を申し立てました。しかし、県労委、中労委ともに申立てを棄却したため、組合側は国(中労委)を被告として救済命令を求める行政訴訟を開始しました。

また、JR東日本がこれを拒否したため、千葉県労働委員会に不当労働行為の救済を申し立てました。しかし、県労委、中労委ともに申立てを棄却したため、組合側は国(中労委)を被告として救済命令を求める行政訴訟を開始しました。

また、JR東日本がこれを拒否したため、千葉県労働委員会に不当労働行為の救済を申し立てました。しかし、県労委、中労委ともに申立てを棄却したため、組合側は国(中労委)を被告として救済命令を求める行政訴訟を開始しました。

東京高裁宛署名
最高裁決定に基づき
解雇撤回・JR復帰、
団交開催判決を求める署名

お名前

ご住所

ご印

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
東京高裁宛署名用紙
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
東京高裁宛署名用紙

論考・暴かれたJRの大嘘
時効が問題にならない次元の不正義

国鉄1047名解雇撤回とJR復帰の判決を求める裁判は、東京高裁に舞台を移します。以下、高裁闘争に向けたポイントを検討します。

民営化の直後に開始
第1ラウンドの闘い
今回の裁判は、「3度目の挑戦」「第3ラウンド」とも言われています。

またJR職場では融合化、統括センター化―現業部門の切り捨て、ローカル線廃線の攻撃が激しく進んでいます。JR資本の卑劣な攻撃に怒りの声を集めて反撃に立ち上がろう。

運動も展開します。国鉄分割・民営化で不当解雇から38年を迎え、2月9日、国鉄集会を開催します。ぜひご参加ください。

(裏面に続く)

核心・土台が大嘘で組み立てられたJRの主張は完全に崩壊している

(表面からの続き)

べきものではない」として、「JRに法的責任なし」の大反動判決を出しました。

これで国労本部は展望を失い、以後、国鉄改革法の承認や裁判の取り下げの道を進んでいきます。

2000年5月に与党3党(自公保)と社民党の4党が、国労が臨時大会を開催し「JRに法的責任がないこと」を決定することを求めるに至ります(4党合意)。これは労働組合としての存在意義を否定する内容でした。

同年7月の臨時大会で「JRに法的責任なし」を決定しようとしたことに対して、闘争団が壇上に詰め寄り実力で粉砕しました。しかし、何度かの攻防を経て、01年1月27日の統開大会で4党合意受け入れの運動方針が決定されました。

闘う闘争団が鉄建公団に対し新たな裁判

それに対し02年1月、国労闘争団の有志(闘う闘争団)が旧国鉄清算事業団を被告として地位確認や慰謝料、名誉回復措置を求める訴訟を東京地裁に提起しました。これがいわゆる「第2ラウンド」の闘いです。

5・28判決が「責任がある」とすれば国鉄としたこともあり、訴訟そのものは直接JRを訴えるものではないが、あくまで闘争を継続するため、解雇撤回闘争の継続、1047名闘争の団結を図る裁判闘争として位置づけられ、動労千葉や全動労も鉄建公団訴訟を開始しました。

闘う闘争団の鉄建公団訴訟は05年9月、東京地裁が、期待権侵害のごく一部だけを認め解雇そのものは合法とする不当判決を出しました。

しかし、こうした判決などを根拠に4者4団体による政治和解の動きが進み、ついに2010年、動労千葉などを排除して謝罪も解雇撤回もない、幾ばくかの金銭で国家的不当労働行為を不問に付す形で1047名闘争の終結が図られたのです。

政治和解＝闘争終結は1047名闘争にとって本当に重大な試練でしたが、国鉄闘争全国運動がスタートしました。また裁判については動労千葉以外の裁判は政治和解に基づき取り下げられましたが、あくまで解雇撤回を求める動労千葉の鉄建公団訴訟として継続していきます。

こうして政治和解を突破して第2ラウンドの裁判闘争は「国鉄改革の真実」を暴き出す決定的な局面へと進んでいきました。その直接の舞台となったのが動労千葉の鉄建公団訴訟です。

政治和解の直前となる09年12月、東京地裁で元国鉄官僚の伊藤証言によって、動労千葉の組合員12人など不採用になった117人がもともと採用候補者名簿に記載されていたことが明らかになったのです。

最終的には、JR設立委員会の作った不採用基準(停職6か月、停職2回以上の処分)によって117人の名前を排除して名簿を作り直したことが明らかになったのです。

この決定的事実を前に、東京地裁・白石裁判長は、名簿不記載基準の策定は不当労働行為であったと認定し、「不採用基準の策定がなければ117人はJRに採用されていた」と言い切る」と明記したのです。

控訴審の東京高裁では、組合側は「JR西日本井手正敬会長と語る国鉄改革前後の労務政策の内幕」という国鉄改革3人組の1人である井手

が参加した座談会の議事録を証拠として提出しました。JR設立委員長や井手、葛西らが共謀して不採用基準を策定し、名簿からの排除を行ったことが当事者の言葉として赤裸々に語られている決定的証拠です。

東京高裁の難波裁判長は、闘う闘争団の裁判において、「採用基準は明確で合理的だ」として、解雇撤回も不当労働行為も認めなかった反動裁判官でしたが、もはや一審の白石判決の地平は覆すことができず、名簿記載基準の作成には組合員を差別する不当労働行為意思があったことを認定したのです。

そして裁判は最高裁に進み、10万筆署名などの展開も含め15年6月、最高裁は動労千葉と鉄建公団(鉄道運輸機構)双方の上告を棄却し、高裁判決が確定しました。

この決定により、国鉄分割・民営化において不当労働行為による採用差別があったことを最高裁判所が最終的に認定し、国鉄分割・民営化は違法であり、正当性を欠くことを国

家権力として認めたのです。政府は一貫して「国鉄分割・民営化の法的根拠は国鉄改革法である。この法の枠組みがある限り、不当労働行為による解雇はない」と強弁してきました。JRもまた「不当労働行為は旧国鉄が行ったことでJRに責任はない」と居直ってきました。

しかし、すべてが覆ったのです。ここまでが第2ラウンドの地平です。核心部分が完全に嘘

不正義に時効なし！

そして15年6月の最高裁決定に踏まえて第3ラウンドの闘いが始まりました。決定的地平を前に、労働委員会や裁判所は基本的には「時効」「除斥」論でこれを退けるしかない状況で、現段階の舞台は東京高裁まで進んでいます(この点は前号の裏面で解説しています)。

ここで強調したいのは、第2ラウンドで明らかとなった「国鉄改革の真実」から、もう一度「第1ラウンド」でJRが主張してきた核心・土台が

完全に嘘で組み立てられていたことが明瞭になったことです。採用の仕組みとして、国鉄が採用候補者名簿をつくってJR側はその名簿のまに採用した、採用するしかなかった」というのがJRの主張のキーコンセプトです。この論拠で「JRに責任なし」が展開されたわけです。

第1ラウンドの時には、もともと名簿に載っていたのに排除された組合員など存在しないとの前提でJRの主張が組み立てられていました。これが第2ラウンドの15年6月の最高裁決定で嘘が確定したのです。

実際には、国鉄側が用意した採用候補者名簿に対して、JR設立委員会側が不採用基準を新たに設定して、これをJR設立委員会で決定・確認し、それをもとに117人の名前を削除したのです。

これをすべて隠してJR側の主張が組み立てられていたのです。JR設立委員会は「国鉄在職中の勤務の状況からみて、JR各社の業務にふさわしい者」などの基準を示しただけで、組合活動で処分を受けた者を名簿から排除することを要求したことなどないと言っていたわけです。

第2ラウンドの地平から第1ラウンドにおけるJR側の主張をみると、自らが不採用の不当労働行為の「犯人」であることを完全に自覚しながら、これをすべて隠蔽・否定して、「JRに責任なし」を主張していたのです。

本来であれば裁判を最初からやり直すレベルの嘘が明らかになったわけです。第3ラウンドは、ここが決定的ポイントです。40年近く争われてきた国鉄1047名解雇をめぐる闘いと暴き出された真実は、時効や除斥で逃げるなど法律的にも道義的にも許されない問題です。時効や除斥論で逃げるにはあまりに不正義な話なのです。

JR東日本の主張/東京地裁昭和62年(ワ)第412号 (動労千葉がJR東日本を相手に解雇撤回を求めた訴訟)

●被告(JR東日本)準備書面6 (1989年4月17日)

国鉄が独自の責任と判断のもとに作成した名簿

●被告準備書面7 (1989年7月24日)

被告らが行う新規採用の対象者の範囲を画する「名簿」の作成は、……国鉄の専権として定められているところであって、被告らの設立委員がかかる「名簿」の作成又は「名簿」記載者以外の者の採用について全く権限を有しない

「名簿」作成に係る国鉄の作為又は不作為について、たとえなんらかの責任を問擬しうるものがあっても、その責任は専権を行使した国鉄……との関係において論じうることとなり、国鉄と別個の立場において、単に右「名簿」に基づいて新規採用行為をなすことを義務付けられていた被告らにその責を帰せしめることは、明文の規定に基づく法理上ありえないのである。

原告らが現に雇用されていないこと……は被告らの所為と法律上の因果関係を有しうるものではない

●被告準備書面8 (1990年3月5日)

国鉄は右名簿作成に際し、……設立委員から提示された採用条件を自らの責任において公正に適用し(設立委員から特段の意向を徴するようなことは行われていない)、……また、設立委員は、右名簿に記載された者のみを対象として採用権限を行使することとされているのであるから、右名簿に記載されなかった原告らについては採用の余地はなく、従って不記載の理由が問擬される余地もないのである

名簿不記載に係る事情、採用者との対比なども、およそ被告らの責に帰すべき損害を生ぜしめうるものではなく、また、かりに原告らの主張を前提としても、法律上、その賠償債務は事業団に帰属することとなり、新企業体たる被告らに帰する余地はない。

●被告準備書面9 (1990年5月7日)

右名簿は、日本国有鉄道改革法(以下「改革法」という。)23条2項に基き、国鉄が独自の判断と責任において作成する

かかる結果は、まさに独自の権限と責任において名簿を作成した国鉄の人事裁量権行使に基づくものであり、被告らが関知するところではない

新企業体の設立委員は、国鉄が人事裁量権を行使して右名簿を作成するための基準を提示したが、その内容がなんら不当なものではないことはいうまでもない。

前記名簿作成に係る国鉄の権限は、改革法23条2項にその基礎をおくもので、新企業体への就職希望者が設立委員の提示した採用基準に適合する者であるか否かすなわち名簿に記載するかの判断は、国鉄に付与された人事裁量権の範疇に属するものであり、……提示された採用基準に適合する者を選定して名簿を作成したのであって、その際、一定の懲戒処分の有無を一応の基準とし(かかる基準が……なんら不当なものといえないことは明らかである。)、……総合的に勘案して決定しうることは当然であるから、……これを組合所属のいかんと結びつけて「恣意的かつ差別的なものである」という原告らの主張は一方的独断に基く誤りである。

国鉄の右人事裁量権の行使によって他の者が採用されたことは、被告らと関係なく作成された名簿に基づくものであるのみならず、さらに、かかる事実、なんら原告らと被告らとの間における雇用関係不存在に影響を及ぼすものではなく、また、損害賠償請求権の発生とも関連性を有しない

完全に嘘で組み立てられていたことが明瞭になったことです。採用の仕組みとして、国鉄が採用候補者名簿をつくってJR側はその名簿のまに採用した、採用するしかなかった」というのがJRの主張のキーコンセプトです。この論拠で「JRに責任なし」が展開されたわけです。第1ラウンドの時には、もともと名簿に載っていたのに排除された組合員など存在しないとの前提でJRの主張が組み立てられていました。これが第2ラウンドの15年6月の最高裁決定で嘘が確定したのです。実際には、国鉄側が用意した採用候補者名簿に対して、JR設立委員会側が不採用基準を新たに設定して、これをJR設立委員会で決定・確認し、それをもとに117人の名前を削除したのです。これをすべて隠してJR側の主張が組み立てられていたのです。JR設立委員会は「国鉄在職中の勤務の状況からみて、JR各社の業務にふさわしい者」などの基準を示しただけで、組合活動で処分を受けた者を名簿から排除することを要求したことなどないと言っていたわけです。第2ラウンドの地平から第1ラウンドにおけるJR側の主張をみると、自らが不採用の不当労働行為の「犯人」であることを完全に自覚しながら、これをすべて隠蔽・否定して、「JRに責任なし」を主張していたのです。本来であれば裁判を最初からやり直すレベルの嘘が明らかになったわけです。第3ラウンドは、ここが決定的ポイントです。40年近く争われてきた国鉄1047名解雇をめぐる闘いと暴き出された真実は、時効や除斥で逃げるなど法律的にも道義的にも許されない問題です。時効や除斥論で逃げるにはあまりに不正義な話なのです。